

2024年4月1日より

化学物質を取り扱う事業所では 保護めがねの着用が義務化されます！

現在、国内で工業的に使用されている化学物質はおよそ7万種類。その数はさらに増加傾向にあり、化学物質にまつわる事故の発生も後を絶ちません。そのため、2023年4月より「新たな化学物質規制」がスタートしました。

改正のポイント

危険性・有毒性が確認された全ての化学物質に対して、
事業者[※]に自律的な管理が求められます。

1

化学物質を取り扱う労働者に、保護めがねや保護ゴーグル、防災面など、適切な保護具を着用させることが必要です。

2

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。



1. **化学物質管理者**を選任する。
2. **保護具着用管理責任者**を選任する。

伝えたいこと

SDS（安全データシート）に、このマークが表示されていれば、保護めがねの着用が必須です。

化学物質のSDSを確認し、含有成分に健康障害を起こすおそれがないか確認しましょう。



ここで
確認！

職場のあんぜんサイト
GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

【腐食性】



金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)など

出典：職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

SDSにこのアイコンがあったら保護めがね着用必須です！

化学物質が目に入らないよう、防じん性の高いめがねやゴーグルを選びましょう。